

平成 28 年 3 月 29 日  
子ども・若者部保育認定・調整課

無認可保育施設利用者に対する保育料補助の実施内容について（概要）

1 補助世帯（①～④全てを満たす世帯）

- ①認可保育園等の入園申込みを行い入園待機となっている区内在住の世帯
- ②当該月の初日に補助対象施設に在籍し、月 160 時間以上の月極め契約を結んでいる世帯。
- ③無認可保育施設に係る保育料を滞納していない世帯。
- ④世田谷区在住で、対象年齢は 0 歳児・1 歳児・2 歳児・3 歳児とする。  
※認可保育施設・事業のクラス年齢を適用する。

2 補助対象施設（①及び②を満たす施設）

- ①東京都に認可外保育施設(ベビーホテル・その他)として設置の届出を行っている施設。  
※各区単独事業の保育室、病児・病後児施設は除く。
- ②認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を東京都より発行されている施設。

3 補助基準額（認証保育所保育料補助制度の補助水準と同等とする。）

| 区市町村民税課税対象額         | 階層 | 補助額（月額）  |
|---------------------|----|----------|
| 2,470 千円未満          | A  | 20,000 円 |
| 2,470 千円～3,445 千円未満 | B  | 15,000 円 |
| 3,445 千円～4,158 千円未満 | C  | 10,000 円 |
| 4,158 千円～4,908 千円未満 | D  | 5,000 円  |
| 4,908 千円～           | E  | 0 円      |

4 事業の実施期間

平成 31 年度までとする。（第 1 期子ども・子育て支援事業計画の事業期間）